

概要版

山武市

高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画

計画期間

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6(2024)年3月

山武市

1 計画の概要

■ 法令等の根拠

本計画は、『老人福祉法』（第20条の8）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び『介護保険法』（第117条）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置づけられます。

■ 計画の性格

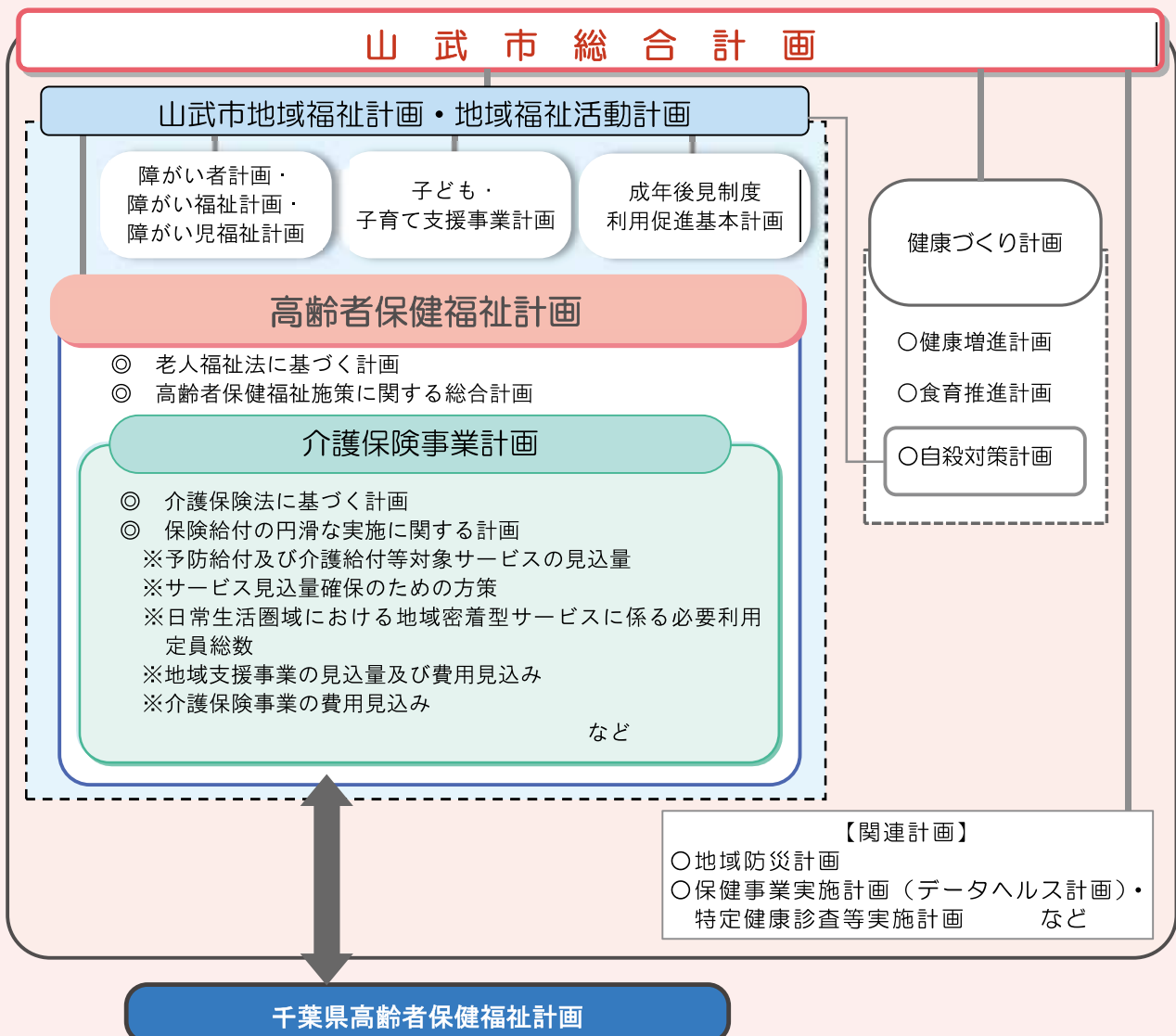
本計画は、市が推進する高齢者保健福祉計画の基本的な方向を定め、その実現に向けての総合的な取り組み方針を明らかにし、市が実施する高齢者保健福祉、介護保険の各事業の実施目標を定めるものです。

■ 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年計画とします。

■ 関連諸計画との位置づけ

本市の高齢者保健福祉に関する総合的計画として、市の特性を踏まえるとともに、市の最上位計画である「山武市総合計画」と整合性を図り策定した計画です。

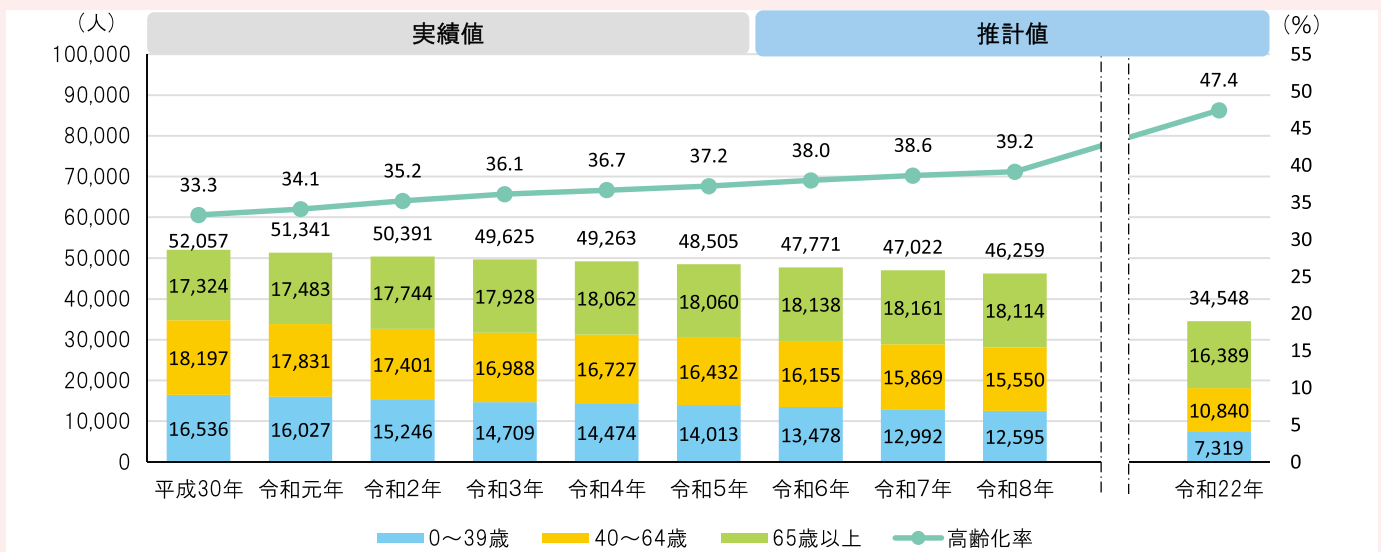


2 高齢者の今とこれから

■ 総人口・高齢化率の推移と推計人口

本市の人口は、毎年、減少しており、令和5（2023）年9月末日現在は48,505人です。本計画の目標年度である令和8（2026）年には46,259人と推計されます。

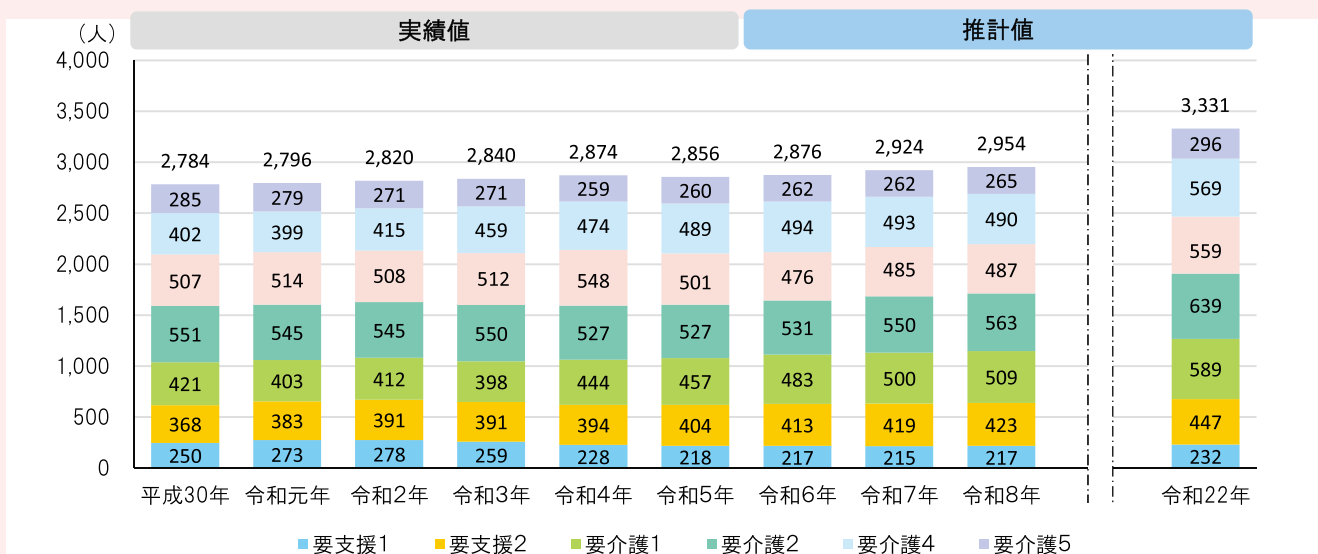
また、いわゆる団塊の世代（昭和22（1947）年～昭和24（1949）年生まれ）が75歳以上になる令和7（2025）年には高齢化率が38.6%、団塊ジュニア世代（昭和46（1971）年～昭和49（1974）年生まれ）が65歳以上になる令和22（2040）年には高齢化率が47.4%に達すると見込まれます。



■ 要支援・要介護度別認定者数の推移

令和4（2022）年から令和5（2023）年にかけて要支援・要介護認定者数は減少し、令和5（2023）年で2,856人となっています。

認定者の推計では、高齢者数のうちの後期高齢者数の増加も見込まれることから、認定率は増加傾向となり、令和8（2026）年に16%台に乗ると見込まれます。



3 計画の基本理念

本計画では、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を図り、支援体制の強化を図ってまいります。

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
続けることができるよう共に支え合い
安心して暮らせるまち さんむ

4 施策体系

本計画は近年の高齢者を取り巻く状況を踏まえるとともに、国が示す重点事項を勘案して、次の重点課題を設定し、その解決を目指します。

重点課題

- 介護予防の充実
- 地域包括ケア体制の充実
- 認知症施策の充実



基本目標Ⅱ

基本施策

主な事業

生きがいづくりと
社会参加を支援します

1 生きがいづくりと 社会活動の促進



【1】高齢者の生きがいづくり

- ①ゴールドクラブ連合会活動
- ②生涯学習活動
- ③スポーツ・レクリエーション活動
- ④交流機会の拡充
- ⑤ふれあいデイサービス
- ⑥ボランティア活動などへの参加
- ⑦地域活動者・団体等との連携・支援

【2】高齢者の雇用・就労対策の充実

- ①働く場の確保（シルバー人材センターとの連携）
- ②就労活動支援コーディネーターの配置に向けた検討

【3】長寿に対する支援

- ①敬老祝品事業
- ②長寿健康助成事業

基本目標Ⅲ

基本施策

主な事業

暮らしを支えるサービスを充実します

1 生活を支援する サービスの充実



【1】安心・安全な暮らしサポート

- ①緊急通報装置の設置
- ②生活管理指導短期宿泊事業
- ③老人保護措置費・養護老人ホーム負担金
- ④地域みまもりサービス事業
- ⑤有料配食サービス事業
- ⑥移動販売支援事業
- ⑦住民参加型在宅福祉（家事援助）サービス事業
- ⑧心配ごと相談
- ⑨終活サポート事業
- ⑩日常生活自立支援事業
- ⑪成年後見事業
- ⑫高齢者の権利擁護

【2】移動とアクセスのサポート

- ①福祉カーの貸出
- ②福祉輸送サービス事業

【3】豊かな暮らしサポート

- ①ふれあいいきいきサロン
- ②おとこの料理教室

2 安心・安全の まちづくりの推進

【1】施設サービスとの連携

- ①養護老人ホーム
- ②ケアハウス（軽費老人ホーム）
- ③有料老人ホーム
- ④サービス付き高齢者向け住宅

【2】高齢者の活動に配慮したまちの形成

【3】地域の見守り活動の推進

- ①安全対策の推進
- ②市社会福祉協議会活動の推進支援
- ③地区社会福祉協議会の活動
- ④民生委員による見守り活動
- ⑤災害に対する備え

基本目標Ⅳ

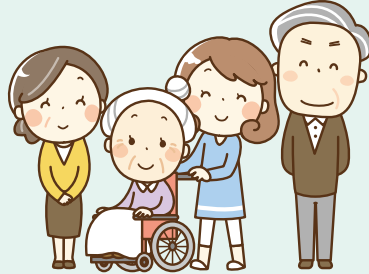
基本施策

主な事業

支えあいのしくみづくりをすすめます

重点課題

1 地域包括ケア体制の充実



重点課題

2 認知症施策の充実

3 多様な生活支援の充実

【1】包括的支援事業

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ②在宅医療・介護連携の推進
- ③認知症施策の充実
- ④生活支援体制整備事業

【2】任意事業

- ①成年後見制度利用支援事業
- ②介護給付等費用適正化事業
- ③家族介護教室事業
- ④高齢者見守り事業
- ⑤家族介護支援事業
- ⑥住宅改修支援事業
- ⑦地域自立生活支援事業

【1】認知症施策の充実

- ①認知症の人に対する正しい理解の促進
- ②認知症の人にやさしい地域づくりの推進
- ③認知症の人の意思を尊重した社会参加支援
- ④認知症の早期診断と早期対応の促進
- ⑤相談体制の整備等
- ⑥認知症の予防等

【1】介護予防・日常生活支援総合事業（うち、日常生活支援サービス）

- ①一般介護予防事業
- ②介護予防・生活支援サービス事業

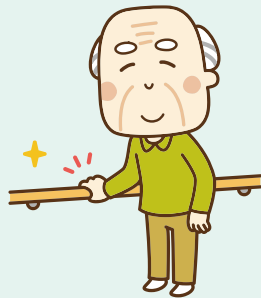
基本目標Ⅴ

基本施策

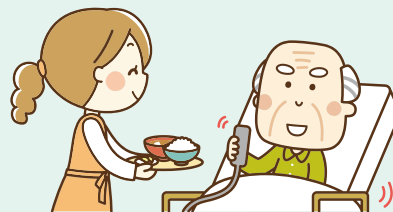
主な事業

介護保険サービスの推進と
介護保険事業の運用に努めます

1 介護保険事業計画の充実



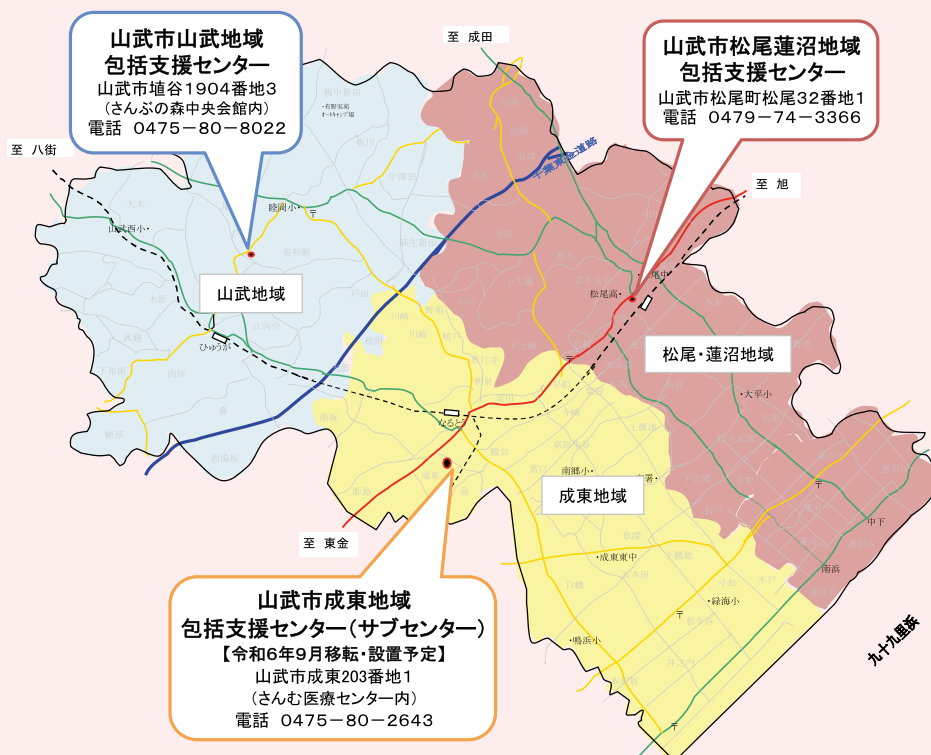
- 【1】居宅（介護予防）サービス
- 【2】地域密着型（介護予防）サービス
- 【3】施設サービス
- 【4】居宅介護支援・介護予防支援
- 【5】事業者との連携体制・指導
- 【6】介護サービスの質の向上
- 【7】介護給付適正化事業



5 日常生活圏域の設定

本市においては、これまで日常生活圏域を1圏域とし、3か所の地域包括支援センターを開設してきました。

今回の計画からは、地域包括支援センター、関係団体等が相互に連携し、地域への働きかけや支援を強化するとともに、介護サービス提供の適正化を図るため、地域包括支援センターの担当地区である3圏域に日常生活圏域を見直すことといたしました。



6 介護保険料について

■ 標準給付費見込額

標準給付費見込額の内訳は、総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）、高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えたものです。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の第9期計画期間における標準給付費は、約146億円と見込まれます。

（単位：円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
総給付費	4,481,352,000	4,530,435,000	4,556,788,000	13,568,575,000
特定入所者介護サービス費等給付額	227,632,538	230,689,586	232,962,776	691,284,900
高額介護サービス費等給付額	109,135,568	110,601,231	111,691,084	331,427,883
高額医療合算介護サービス費等給付額	12,265,655	12,430,380	12,552,868	37,248,903
算定対象審査支払手数料	3,185,050	3,227,800	3,259,600	9,672,450
標準給付費見込額	4,833,570,811	4,887,383,997	4,917,254,328	14,638,209,136

■ 地域支援事業費見込額

第9期計画期間における地域支援事業費は、約5億9千2百万円と見込まれます。
(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	93,984,874	96,284,275	98,233,879	288,503,028
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	86,053,215	86,162,305	85,948,868	258,164,388
包括的支援事業（社会保障充実分）	15,169,000	15,169,000	15,169,000	45,507,000
地域支援事業費見込額	195,207,089	197,615,580	199,351,747	592,174,416

■ 第9期計画期間の所得段階・負担割合の設定

所得段階	対象者	基準額に 対する割合	保険料	
			月額	年額
第1段階	①生活保護を受けている方、または老齢福祉年金の受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ②世帯全員が市民税非課税で、前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	基準額 ×0.455 (×0.285)	2,540円 (1,590円)	30,480円 (19,080円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.685 (×0.485)	3,830円 (2,710円)	45,960円 (32,520円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が120万円超の方	基準額 ×0.69 (×0.685)	3,860円 (3,830円)	46,320円 (45,960円)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円以下の方	基準額 ×0.90	5,040円	60,480円
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の〔合計所得金額＋課税年金収入額〕が80万円超の方	基準額 ×1.00	5,600円	67,200円
第6段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	6,720円	80,640円
第7段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	7,280円	87,360円
第8段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	8,400円	100,800円
第9段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額 ×1.70	9,520円	114,240円
第10段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額 ×1.90	10,640円	127,680円
第11段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額 ×2.10	11,760円	141,120円
第12段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額 ×2.30	12,880円	154,560円
第13段階	本人が市民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額 ×2.40	13,440円	161,280円

※月額から10円未満を切り捨てています。

※第1段階から第3段階における（ ）内の数値は、令和6（2024）年度からの国の低所得者負担割合の軽減強化策を示しています。



発行日：令和6（2024）年3月
編集・発行：山武市保健福祉部高齢者支援課
〒289-1392 山武市殿台296
TEL 0475-80-2641（直通）